

# フィレンツェのアントニーヌスとコジモ・デ・メディチ

## 第一章 宥恕されうる利得，されえない利得

西 藤 洋

### はじめに

その出自の地といわれるイタリア，トスカーナ地方ムジェッロ（Mugello）からフィレンツェに居を移してメディチ家の人々が事業を立ち上げたのは14世紀半ば頃のこととされる。その家名と紋章からみて，もともとは医師，あるいは薬種商をなりわいとしていたとみるひとが多い。メディチ（Medici）は医師を意味する言葉 *medico*（*medici*はその複数形）に由来しており，紋章にある六つの赤い玉は，丸薬をかたどったものとみえるからである。けれどもやがて，両替商を営むようになり，さらに，さまざまな需要に応じて資金を提供する銀行業へと家業はひろがっていった。毛織物業，絹織物業も営み，商品の取引も幅広く手がけるようにもなっていく<sup>1</sup>。

この，次第に大きくなり，間口もひろがった事業の本拠がフィレンツェに置かれ，《メディチ銀行》として創業されたのは，ただし，14世紀末，1397年のこととされる。メディチは，それゆえ，遅ればせにやってきたファミリーといえなくもない。というのも，フィレンツェにかぎってみても，バルディ（Bardi）やベルッツィ（Peruzzi）などいくつものファミリーがもっと以前から，しかも，より大きなスケールで金融や取引の事業を営んでいたからである<sup>2</sup>。とはいえメディチが，これらの先発組と競い合いながら時代の変化とそれがもたらした世俗的な成功の機会をしっかりとつかみ取り，大きな富を蓄積するにいたったファミリーの一つであることはまちがいない。

ここに時代の変化と述べたのは，12世紀から13世紀の欧州経済に生じた大きな変化を指している。三圃制というより合理的な土地の利用形態が普及し，用いられる道具，そして動力を確保し，伝達する仕組にもさまざまな工夫と改良が積み重ねられて農耕，牧畜の生産は拡大する<sup>3</sup>。その結果生じた余剰農産物の取引も含めて商業活動も活発に行われるようになり，それにとまって貨幣経済がひろく浸透していく。人口も増大し，商業活動や手工業の担い

<sup>1</sup> メディチの事業の推移については，次章でよりくわしく紹介する。なお，紋章にはもっと多くの赤い玉が飾られたときもあったようである。

<sup>2</sup> たとえばベルッツィは，14世紀前半にはイタリア半島の諸都市だけでなくアヴィニオン，ブルージュ，パリなどに拠点を立ち上げ，取引と資金提供のネットワークをつくり上げていた。ハントとマレーが“super company”と呼ぶような事業体になっていたのである。Hunt and Murray (1999), pp. 105-116.

手が集まる場、都市も欧州の各地に形成されていった。こうした都市を中心に世俗的ないし現世的な成功の機会がかつてないほどに豊かに開かれた時代が到来したのである。やがて、欧州のさまざまな都市に、とりわけヴェネツィア、ジェノアそしてフィレンツェなどの北イタリアの諸都市にその機会をわが手につかもうとする事業家があらわれる。毛織物や絹織物の工場を立ち上げ、その素材と製品、それに明礬、錫などの鉱物資源からワインや香辛料などの食品や嗜好品にいたるまで多種多様な商品の取引にたずさわる事業家が数多く出現したのである。かれらは、むしろ、事業に必要な資金を提供する銀行家でもあった。

さて、このような時代の到来を教会は、とりわけカトリック教会はどのように受けとめたのだろうか。教皇や高位聖職者は、あるいはスコラ学の学僧や教会法学者は、さらには民衆にじかに接することの多かった司祭達はどのように受けとめ、語りかけようとしたのだろうか。教令や著作物に託して、また民衆への説教のなかでかれらの語りかけた言葉は、そうした事業家達の生き様に踏み込み、どのような行為を咎め、どのように事業にたずさわるようながしたのだろうか。以下は、こうした問に向き合い、参照することのできた文献、史料から答を読み取ってみようとするところみである。

ところで、このような問を立てるのはなぜか。それは、マタイの次のことばにあるように、世俗的な成功をつかみとって富を手に入れ、現世の栄華を追い求める生き様にキリスト教はけっして寛容ではなかったからである<sup>4</sup>。

だれも、二人の主人に仕えることはできない。一方を憎んで他方を愛するか、一方に親しんで他方を軽んじるか、どちらかである。神と富とに仕えることはできない。(『マタイによる福音書』6:24)

わけでも、ひとに金品を貸し与え、与えたもの以上の返還をせまって利を得ようとする行為、そして富を蓄積しようとする行為をキリスト教はきびしく咎め、断罪したからである。そうした教えが説かれ、教えに背く者には来世における永遠のやすらぎはけっして来ないとされるなかで、資金を投じて事業を立ち上げ、交易に従事し、利を得ようとするひとの胸中には不安とおそれが幾重にもひろがり、去来していたであろう。キリスト教の教えが重くのしかかる時代だったのだから。したがってこの現世的な成功の機会が豊かに開かれるようになった時代に住まい、その機会をつかみとろうとしたひとは、おのれのそうした行為がゆるされ

<sup>3</sup> 犁の改良、水車の数の増大とその回転運動を垂直、あるいは水平の運動に変換する仕組の発見などが技術上の工夫の代表的な例である。また、修道会、とくにシトー会の領地は、そうした工夫や改良の実践の場であったという。こうした点について筆者は、朝倉・内田(2003)第二章二節の考察に負っている。また、同書61頁には、三圃制がそれ以前の土地利用形態にくらべてどのように優れていたかについて、手際の良い説明があたえられている。

<sup>4</sup> 聖書からの引用はすべて『新共同訳』(日本聖書協会)によっている。

ることを切実に願ったにちがいない。せめてきびしく罪を問われることのないよう、願ったにちがいない。以下は、こうした切実な願いに教会がどのように向き合おうとしたかという問への答を、当時の聖職者、スコラ学の学僧、教会法学者が説いたところのなかに読み取ってみようとするところみだと言い換えてもよい。

なお、12~13世紀以降にあらわれた数多い事業家達のなかでも、ここではコジモ・デ・メディチ (Cosimo de' Medici, 1389~1464) に、しばしば老コジモ (Cosimo il Vecchio) と呼ばれた人物に焦点を合わせる。コジモは、15世紀半ば頃にはフィレンツェ共和国の事実上の君主となったひとであり、また、輝かしく華開いたイタリア・ルネサンスの大パトロンの一でもあったが、なによりもまず、メディチの事業を繁栄の頂点に導いた事業家であった。世俗のすべての場面、つまり政治、文化、そして経済活動にまたがって大いなる足跡をのこした存在であったといつてよく、それゆえ、上記のような問に向き合おうとするとき、眼をとどめ、焦点を合わせるにふさわしい人物だとみられるのである。

また、カトリック教会の聖職者やスコラ学の学僧、教会法学者のなかではとくに、トマス・アクィナス (Thomas Aquinas, 1225~1274)、シエナのベルナルディーヌス (Bernardinus of Siena, 1380~1444)、そしてフィレンツェのアントニーヌス (Antoninus of Florence, 1389~1459) の発言に耳を傾けたい。スコラ学のもっとも卓越した学僧であるトマスには、現世的な成功の機会をつかもうとした人々に向かってなされたといつてよい発言が数多くあり、しかもそれらは、以後の論議に大きな影響をおよぼしたとみられる。ベルナルディーヌスとアントニーヌスについていえば、二人はともに商業活動と金融取引が活発に行われていた都市シエナとフィレンツェに、しかも、コジモ・デ・メディチと同時代に生きたひとであり、そのうえ、説教を通して、あるいは、司教座や修道院刷新への取組を通して、人々のこころをつかみ、ゆすぶることのできた聖職者であったと伝えられている。いずれそのことにも触れるつもりであるが、アントニーヌスは、コジモから手厚い支援を受けながら、同時に、しかし、きびしい言葉を投げかけることもあったとされる。15世紀フィレンツェにおける聖と俗、そのそれぞれを一身に担った二人の間には儀礼的なつき合いをはるかに超えた交流があったとみられるのである。

立ち入った考察に入る前にもう一つ、前置きしておきたいことがある。以下でしばしば用いる言葉、《ウスラ (*usura*)》について注意を喚起しておきたいのである。

すくなくともスコラ学にあつては金品の貸借において借り手が支払う利子——しばしば、法外な高利であった——はウスラと呼ばれた。ただし、ヌーナンやド・ルーヴァーの指摘するように、今日、利子と解される英語の *interest* が由来する語 *interesse* は、金銭貸借も含めたさまざまな契約において当事者の一方になされる何らかの補償——相手方の懈怠ないし義務不履行によってこうむった損害の補償、他の機会を犠牲にしたことへの補償など——を指す

言葉として用いられたようであり、*usura*と混同されてはならない<sup>5</sup>。*usura*は、つまり、そうした補償をするもっともな事由がないにもかかわらず、貸与されたもの、あるいは元金を超えて借り手から返還されるもの、もしくは金ということになる。*usura*と*interesse*のこうした相違が見失われないようにするため、以下で参照する文献や史料に用いられている*usura*は、そのままウストラと表記し、*interesse*には補償という語を当てた。また、利得という語を、双方を含む言葉として用いることとした。

## 第一章 宥恕されうる利得, されえない利得

### 一 ウストラをむさぼる者を待ちうけているのは？

ひとに、とくに隣人や同胞に金品を貸し与え、貸し与えたもの以上を返すよう迫る行為、つまり、ウストラをむさぼる行為は、キリスト教の教えにあつて、貪欲 (*avaritia*) という罪を犯す行為だとされた。貪欲は、傲慢 (*superbia*) や嫉妬 (*invidia*)、憤怒 (*ira*) などと並ぶ七つの大罪の一つであり、それゆえ、死後は刳罰の場、地獄に墮ちるのをまぬがれえないとされたのである。『コリントの信徒への手紙Ⅰ』に物語られている《浄罪の火》、それをくぐり抜けることで浄められるような小罪ではない<sup>6</sup>。

なぜそのように重い罪にあたとされたのか。それは、単に、とめどもなく金品を欲張るからではなく、金品の貸与を請うている人々、とりわけ困窮している隣人や同胞への思いやりを欠いた行為、キリスト教がもっとも大切なこととしてひとに求めるもの、つまり、隣人や同胞への慈愛をないがしろにする行為だとみなされたからであろう。貪欲であることは、慈愛を欠くこと (*uncharitable*) にほかならない、そういってもよい。

事実、ウストラをむさぼってはならないと説くことばが聖書には数多く、記されている<sup>7</sup>。

もし同胞が貧しく、自分で生計を立てることができないときは、……その人を助け、共に生活できるようにしなさい。……あなたの神を畏れ同胞があなたと共に生きられるようにしなさい。その人に金や食糧を貸す場合、利子や利息を取ってはならない。(旧約聖書『レビ記』25:35-37)

主よ、どのような人が、あなたの幕屋に宿り

<sup>5</sup> Noonan (1957), PP. 105~107, de Roover (1967), PP. 27~28.

<sup>6</sup> 新約聖書『コリントの信徒への手紙Ⅰ』3:11~15。なお、章末でも触れるように、この《浄罪の火》という表現を含む『コリントの信徒への手紙Ⅰ』の一節は、死後の世界には《煉獄》という第三の場が存在するという確信を導いたことばの一つとされる。

<sup>7</sup> 以下のほかにも、たとえば旧約聖書『出エジプト記』22:25に、同様に説く一節がある。また、引用されている聖書のことばやダンテ『神曲』の一節も含めて、本節の記述は、Le Goff (1986)に多くを負っている。

聖なる山に住むことができるのでしょうか。

それは完全な道を歩き、正しいことを行う人。

……

金を貸しても利息を取らず

賄賂を受けても無実の人を陥れたりしない人。(旧約聖書『詩篇』15:1~5)

返してもらうことを当てにして貸したところで、どんな恵みであろうか。<sup>つみびと</sup>罪人さえ、同じものを返してもらうとして、罪人に貸すのである。しかし、あなたがたは、敵を愛しなさい。人に善いことをし、何も当てにしないで貸しなさい。そうすればたくさんの報いがあり、いと高き方の子となる。(新約聖書『ルカによる福音書』6:34~5)

なおル・ゴッフによれば、『レビ記』のこの一節に記されているのはユダヤ共同体において人々に課された禁制の一つであるが、それがキリスト教徒にも継承され、尊重されたことは、彼らにも「《貧しい者》が特別の権利をもつ一種の兄弟結社 (*fraternitas*) の成員であるという自覚があった」ことを示すものといつてよいという<sup>8</sup>。事実、すこし前にも言及し、以後も度々触れるように、この「《貧しい者》が特別の権利をもつ兄弟結社」、さらにいえば、貧しい同胞への慈愛をうながす兄弟結社の成員としての人と人の結ばれ方は、本章の関心事である金品の貸与や資金の出資などに関わる当事者間にあつても保たねばならないと説かれつづけた。中世後期においても、数多くの聖職者が、また、スコラ学の学僧や教会法学者がそう、説いているのである。

ところで、12世紀後半から13世紀初頭にパリ大学に神学を学び、かつ講じた学僧チョバムのトマス (Thomas of Chobham, 1158または68~1235年) には、『聴罪司祭の大全 (*Summa Confessorum*)』という著作がある。ここで聴罪司祭 (*confessor*) とは、罪の告解を受けたとき、その重さを伝え、そして、罪をつぐなうには何をなさねばならないか、人々に教えさすことをつとめとした司祭をいう。『聴罪司祭の大全』は、また、そうした司祭が人々に接するときの手引書である。『聴罪司祭の大全』は、それゆえ、もろもろの罪がどのように受けとめられていたか、あるいは罪がゆるされることがあるとすれば、それはどのようなつぐないがなされたときかを知る貴重な史料の一つとされている。なお、1215年、第四回ラテラノ公会議において、すべてのキリスト教徒はすくなくとも年に一度、告解することが義務づけられた。チョバムのトマスのこの著書が書き上げられたのは、その翌年のこととされる。

さて、その『聴罪司祭の大全』に記されている以下の言葉にあるように、ウストラをむさぼ

<sup>8</sup> Le Goff (1986), 渡辺訳16~17頁。

る者(高利貸し)は、また、盗みを働く者、とくに、時間を盗む者であるとされた<sup>9</sup>。

高利貸しは債務者に自分の持ち物は何ひとつ売らず、ただ神の持ち物、時間を売る。ひとの物を売  
るのだから、そこからいかなる利も得てはならない。

高利貸しはまったく労することなく、眠っている間にさえ、利益を上げようとする。それは、額に  
汗して、なんじは糧を得ん(旧約聖書『創世記』3:19)と仰せになった主の掟に背くことである。

ウストラをむさぼる者は額に汗し、手にまめをつくりって日々の糧を得ているわけではない。  
彼らは、ただ、時間に利を産ませているだけだ。しかもその時間は神のもの。彼らは、それゆえ、  
自分のものではない物、それも、こともあろうに神の物を盗んで売り、利を得ようとする輩だ。  
ウストラをむさぼる者は貪欲の罪を犯しているだけでなく、盗みも働いている、そう、みなさ  
れたのである。ル・ゴッフの言葉を借りていえば、原罪を負ったわたし達は、そのつぐない  
にさまざまな苦役にたえねばならない。ウストラをむさぼる者はそうした苦役の現場、つぐな  
いの現場からの脱走者だ、そうみなされたといってもよい<sup>10</sup>。

趣旨を同じくする指摘はフィレンツェのアントニーヌスにもある。アントニーヌスもまた、  
その著書の一節でこのことを説き、ウストラをむさぼる者の罪の深さに思いをいたすよううな  
がしているのである<sup>11</sup>。

……ウストラは……昼夜の別なく、また、教会の祝日や祭日においても、さらに眠っている間も目覚め  
ているときも、けっして止むことなく貧しいひとの骨をください、むしばむ。

アントニーノ・ピエロツィ (Antonino Pierozzi)、つまりアントニーヌスがフィレンツェ  
に生を享けたのはコジモ・デ・メディチと同じ1389年。若年の頃は教会法を学んだとされる。  
けれども、16才のとき、ドミニコ会の修練士となり、聖職者への途を歩みはじめている。後  
に(1446年)、フィレンツェの大司教に任じられるが、それまでは、修道士としてイタリア  
のさまざまな都市に赴き、同会の刷新にかかわった。同時に、民衆への説教にも熱心であり、

<sup>9</sup> チョバムのトマスは、ロンドン近郊のサリーに生まれとされるが、その生年は定かでない。なお、下  
記引用は、Le Goff(1986)、渡辺訳45、48頁によっている。

<sup>10</sup> Le Goff(1986)、渡辺訳、49頁。

<sup>11</sup> Antoninus, *Summa theologica moralis*.ただし、筆者は未見である。また、引用はNoonan(1957)、P.78によ  
っている。なお、マクラフリンも指摘するように、ウストラをむさぼる行為が放置されるなら、農地は  
荒廃し、穀物価格の高騰によって貧しい人々はさらに苦境に追いやられると懸念された。余剰の金  
を持つ者は農業ではなく、より大きな利得をもたらすと見込まれる手工業や交易に資金を貸与するよう  
誘われるからである。McLaughlin(1939)、PP.110~111。

そのなかで道徳的頹廢と華美をきびしく咎め、困窮している隣人、同胞に富を分かち合うことを強く訴えたとされる。かたわら、著作にも励み、『神学と道徳の大全』(*Summa theologiae moralis*)をはじめ、いくつかの著書をのこしている。ド・ルーヴァーによれば、そのなかにはチョバムのトマスと同様に聴罪司祭への手引書もあるという<sup>12</sup>。

なお、フィレンツェの大司教に任じられることをアントニヌスは固辞しようとしたとされる。けれども、強く推挙した教皇エウゲニウスIV世 (Eugenius IV, 在位, 1431~1447年) は、固辞しつづけるなら破門するとせまって、受諾させたといわれる。この真偽は定かでないが、アントニヌスが大司教の法衣ではなく、白の着衣と黒のマント、つまりドミニコ会修道士の僧服を身にまとうことに執着したのは、あるいは、一人の修道士として教会と民衆に奉仕しようとしたのはまちがいないとされる<sup>13</sup>。

さて、このように罪深い行為であるとしても、ウスラをむさぼった者がその罪をまぬがれることは一切、かなわないのであろうか。どれほど悔い改めても、どのようなつぐないをしても、地獄に墮ちるのをまぬがれることはできないのだろうか。

前記チョバムのトマスの『聴罪司祭の大全』にしがっていえば、真摯で痛切な悔悛がなされた場合、まぬがれることもありえないではないと説かれたようである。そして、その真摯で痛切な悔悛とは、むさぼったウスラないし《忌むべき利益 (*turpe lucrum*)》を返すべきひとに返すこと、それにつきるとされたという<sup>14</sup>。

教会法は、盗まれたものが返還されなにかぎり、罪がゆるされることはけっしてないと定めているのであるから、高利貸しは、高利によって強奪したものをすべて返還しないかぎり、真摯な悔悛者と見なしえないことは明白である。

この、チョバムのトマスの理解、あるいはそこに言及されている教会法の理解は、また、スコラ学においてもひろく共有されていたとみられる。というのも、たとえば、『神学大全II-2』第62問題「返還について」の第2項、「取り去られたものの返還が為されることは救いのために必要であるか」という問への答のなかに、トマス・アクィナスの以下のような発言が見出されるからである<sup>15</sup>。

<sup>12</sup> De Roover (1967), P. 6.

<sup>13</sup> アントニヌスの生涯についての以上の紹介は、主としてDe Roover (1967), P. 5によっている。

<sup>14</sup> 上記引用は、Le Goff (1986), 渡辺訳, 49頁によっている。また、同書(25頁)によれば、チョバムのトマスの手になる『聴罪司祭の大全』は、類書のなかでもっとも古いものだという。

<sup>15</sup> Aquinas, *Summa theologiae* 37, Gilby ed. and trans. PP. 106~107, 『神学大全18巻』, 稲垣訳, 117頁。

返還は交換正義の行為であって……不正に取り去られたところのものを返却することを意味する。……正義を保全することは救いに必要なことであるから、不正に誰かから取り去ったものを返還することは救いのために必要である。

ところで、マクラフリンやベッカーによって紹介されているように、むさぼったウストラを返還するようせまられるのは、金を貸した当人——多くは質屋 (pawnbroker) であった——だけとはかぎらない。金貸しや質屋から財産を相続し、安逸に暮らした妻や息子達がいるなら、彼らも同様であった。また、金貸し、あるいは、質屋に資金を提供し、なにほどこ分け前にあずかったひとがいるなら、その人物も返還の義務を負うこともありうるとされた。さらに、金を借りた側もウストラをむさぼる行為を幫助した者として罪を問われることもあったという<sup>16</sup>。いずれにせよ、しかし、ウストラをむさぼるような者が、わがふところに納めたものを易々と手放すはずがない。彼らの多くは、ウストラにも執着しながら、同時に、死後、天国で永遠の命をさずかるよう願ったことであろう。金も命も、それも、永遠の命もと乞いもとめたにちがいない。けれども、むさぼったものの返還を拒むかぎり、彼らを待ち受けているのは刎罰の場、地獄のほかにはない。

その刎罰の場における彼らの様子はむろん、わたし達にはわからない。ただし、ダンテの物語るところによってみれば、師と仰ぐウェルギリウスに伴われて遍歴した地獄、その第七の圜谷 (第七環) につぎのような様子でいるということになる<sup>17</sup>。

苦悩は目から〔涙となって〕あふれ、

両手はせわしくあちらこちらを

あるいは火の粉をはたき、あるいは焦土を引っ搔いている

……

降り注ぐ<sup>くげん</sup>苦患の焰に火傷した人々の顔を

幾人が覗きこんでみたが

誰も見覚えはなかった。だが気がついてみると

<sup>16</sup> McLaughlin(1940), PP. 8~9. なお、責めを負うべき者の範囲についてのこうした判断は、1212年のパリ公会議において示されたという。また、ベッカーはその論文Becker(1957)において、14世紀のフィレンツェでウストラの返還をめぐる争われた三つの事例を紹介しているが、その一つで、質屋に資金を提供した者も返還の義務を負うか否かが争われている。ただし、どのように決着したか、定かではないようである。なお、こうした訴訟は教会の裁きに委ねられるとはかぎらず、すくなくともフィレンツェにあっては、共和国を統治する頭領 (プリオーレ, *Priore*) に権限を付与された行政官、それも *Monte* と呼ばれた財政当局の行政官の判断に託されることがあったという。

<sup>17</sup> Dante Alighieri, *La Divina Commedia*, 平川訳, 116~118頁。〔 〕内、訳者。



誰も彼も首から財囊さいのうをぶらさげている。

それにはとりどりの色や印がついているが、  
皆その財囊ばかり見つめている様子だ。

私はあたりを見まわしつつその中へはいった。

……

すると白地に紺の太った牝豚模様の

財囊を握った男が私にいった、

「おまえ、この谷で何をしている？

さっさと消えて失せろ。まだ生きているらしいから

いっておくが、俺と同郷のヴィタリアーノは  
ここでも俺〔より下座〕の左手に座るはずだ。

こうしたフィレンツェ人の中でおれはパードヴァの出だ。

奴らが何度も『騎士中の騎士よ、

三匹ベツキの山羊の印がついた銭入れを持って来い』  
と喧やかましく喚わめくから俺は耳が潰れてしまいそうだ」

こういって口をゆがめると、べろりと

まるで牛が鼻を舐るように舌なめずりをした

なお、ル・ゴッフ『中世の高利貸し——金も命も——』の訳者注によれば、文中でヴィタリアーノと呼ばれているのは、金貸しをなりわいとしながら、しかしフィレンツェで1307年、正義の旗手 (*Gonfaloniere della giustizia*)、つまり、市政の長官に選ばれたこともある人物、ヴィタリアーノ・デル・デンテを指しているとされる<sup>18</sup>。

## 二 契約、その三つの類型

冒頭にも述べたように12~13世紀の欧州にあっては、経済に生じた大きな変化を背景に、また、そのなかで出現した都市を中心に、現世的な成功の機会が人々のまえにかつてないほどに豊かにひろがっていた。キリスト教が人々のいきざまに深く滲透し、金銭的な利得に執着することを咎める教えが重くのしかかるなかで、ひとは、より豊かに開かれた現世的な、あるいは世俗的な成功の機会をわが手につかもうとしたのである。そのような人々にとって欧州の12~3世紀とは、神との関係に新たな折り合いがつけられることを、あるいは新たな調

<sup>18</sup> Le Goff (1986), 渡辺訳, 訳者注31, 138頁。

停が行われることを待ち望む、そんな時代であったということもできよう。

こうした時代の変化と要請に応えるように、人々の経済活動、とくに利を求めてなされる資金の貸与や出資を、ひとの定めた法、つまり人定法 (*lex humana*) の下で適法とされ、キリスト教の教えの下でも宥恕されうる行為として認め、受け容れる余地がないかどうか、それが探られていく。宥恕されうる利得をされえない利得ないしウストラから選り分ける試みがなされたといってもよい。いく人もの聖職者やスコラ学の学僧の間で、また、教会法学者によって。

次節以降、彼らのこころみが導いたものに立ち入りたいが、その前に、人定法、とくにローマ法の下で適法とされた契約のいくつかの類型に触れておきたい。目的物の所有権が当事者のどちらに帰属するかについての区別、そして無償であるかそれとも有償でありうるかという区別に由来する契約の類型であるが、スコラ学の学僧や教会法学者達にも継承され、彼らの考察の枠組みを形づくっているとみられるからである。なお筆者には、こうしたことにかかわる文献や史料のいくつかを読む機会が得られなかった。そのため、以下の説明は、そうした文献・史料が幅広く参照されているヌーナン、ド・ルーヴァー、ワトソン、ウッ드의著書およびマクラフリンの論文に多くを負っていることとお断りしておきたい<sup>19</sup>。

さて、スコラ学の学僧が人定法というとき、それは、自然法 (*jus naturale*) という法規範、つまり啓示される神の意思についてひとが本性として具わっている理性にしたがって熟考すれば理解され、同意されるであろうもっとも高次の法規範に対して、人々、あるいは国家が公的な強制力をもって定める準則をいう。スコラ学にあっては、主として、紀元前8世紀なかごろの建国以来、ローマ帝国で定められた準則ないし法令、すなわちローマ法を指しているとみてよい。ローマ法は、6世紀前半に東ローマ帝国皇帝ユスティニアヌス I 世 (*Justinianus I*) の命によって四つの法典として編纂されたが、それらはさらに11世紀から13世紀にかけてイルネリウス (*Irnerius*) をはじめとするボローニアの法学者達によって注解と体系化が施され『ローマ法大全 (*Corpus juris civilis*)』として集成された。この大全は、また、ハードリヤヌス帝以前の勅法を網羅した『勅法彙纂 (*Codex constitutionum*, もしくは *Codex Justinianus*)』、法学者、とくに古典期の法学者の所説を集めた『学説彙纂 (*Digesta*)』、法の勉強を目指す学生のためのテキストとして編纂された『法学提要 (*Institutiones*)』、そして、ハードリヤヌス帝以後の勅法を集めた『新勅法 (*Novellae*)』からなるが、なかでは、『学説彙纂』がとくに重要で、ながく、大陸法、とりわけその私法の法源になったとされる。

そして、前もって触れておきたい契約の類型というのは、消費貸借、使用貸借、ソキエタスと呼ばれた三つの類型であり、それぞれ、以下のように区別され、特徴づけられる。

<sup>19</sup> Noonan (1957), De Roover (1967), Watson (1991), Wood (2002), McLaughlin (1939~40).

消費貸借 (*mutuum, loan for consumption*) : 金品の貸借にかかわるもので、貸与された金品を借り手は消費し、後に同じだけの同種のものの返還を約束する契約。つまり、目的物となるのは、その使用によって消費しつくされる (*fungible*) ものとされ、したがって、その所有権は貸し手から借り手に移転し、減価や損耗などのリスクは借り手が負うことになるとされた。また、返還が求められるのが同じだけの同種のものということは、この契約は無償 (*gratuitous*) でなければならないとされたことを意味する。さらに、この、同じだけのもの同種のものということは、目的物となりうるのは穀物や油、そして貨幣のように定量可能なものだということも意味する。

隣人や同胞からさしあたり必要な金や油、穀物などを切らしているのではし、用立ててほしいと請われ、それに応じてなされる貸与、それが日常的に行われた消費貸借の例とみてよい。

使用貸借 (*commodatum, loan for use*) : 貸し手が一定期間、借り手に目的物の占有と使用を引き渡し、期限が終了したときにその返還を求めるという契約。ただし、目的物の所有権は移転せず、したがってその減価や損耗のリスクは貸し手が負うことになる。また、ワトソンによれば使用貸借は、ローマ法にあっては消費貸借と同様に無償の貸借だとされ、貸し手が貸し与えたものの返還にくわえて、そのものの使用料としてながしかの支払いを求める有償の貸借は賃貸借 (*locatio*) という別種の契約と扱われたという<sup>20</sup>。けれども、後述するようにスコラ学にあっては目的物の所有権が貸し手に帰属しつづける以上、借り手によるその占有と使用に対価を求めることは不当ではないとされた。したがって、スコラ学の理解のなかでは、使用貸借は賃貸借も含むと解されていた、あるいは、使用貸借は有償でありうる (*onerous*) と解されていたとみられる。

例としてあげられるのは、田畑や家畜等の貸与である。なお使用貸借に類似した契約として寄託 (*depositum, bailment*) を挙げることもできる。たとえば、ある目的で使用させるために物品を一定期間、引き渡すという契約を指し、ローマ法にあってはやはり無償で行われる契約だとされるという<sup>21</sup>。けれども、使用貸借についてと同様に所有権が寄託者 (*bailor*) に帰属しつづけるとされるからには、物品の返還に加えて受寄者 (*bailee*) に何らかの支払い、たとえば物品の使用料の支払いを求めることは不当とはいえない。つまり、有償でありうるスコラ学は解していたとみられる。

<sup>20</sup> Watson (1991), PP. 59~60, 瀧澤・樺島訳, 70~71頁。

<sup>21</sup> Watson (1991), P. 60, 瀧澤・樺島訳, 71頁。

ソキエタス (*societas, partnership*): 二人, またはそれ以上のひとがそれぞれの資金や用役を共通の目的のために, たとえば利益を求め, それを分かち合うために結合させる契約, それがローマ法, とくに『学説彙纂』にいうソキエタスである。当事者の一方が資金を投じ, 他方が労役を提供して何らかの事業を営むというのが, その代表的なあり方だとされる。ただし, 出資は双方が何らかの割合で行う場合もありうる。いずれにせよ, ローマ法の下では古くから適法とされてきた契約の一つであるという<sup>22</sup>。

投じられた資金の所有権は, 使用貸借の場合と同様にそれを提供した側, つまり出資者ないし投資者に帰属しつづけるとされる。したがって事業につきまとう危険の少なくとも一部は, 出資者ないし投資者によって負われねばならない。つまり, 出資者ないし投資者が利益の分配にあずかるだけで, 危険が現実のものとなったときに生じる損失を一切, 負わないとすれば, そのようなソキエタスは, 適法なものとはみなされないのである。この, 利益だけでなく損失も分かち合わねばならないという要件は, また, 「……ソキエタスは, 兄弟的結合 (*fraternitas*) をその根幹に含むものである」というローマ法の精神ないし理念を反映するものとされる<sup>23</sup>。

あるひとが資金を投じ, 商人がそれを用いて何らかの商品の製造・販売や交易を行うといった例を挙げることができる。邦語では組合と表記されることもあるが, ここではソキエタス, あるいはパートナーシップと呼ぶことにする。

### 三 ウスラについてのトマスの理解

トマス・アクィナスは、『神学大全Ⅱ-2』第78問題「利子の罪について」の第1項, 「貸した金のゆえに利子を受けとることは罪であるか」という問への答のなかで次のように述べている<sup>24</sup>。

貸した金のゆえに利子 (*usuram*) を受け取ることは, それ自体として不正なことである。なぜなら, 存在しないところのものが売られるからであり, それによって明白に, 正義に反対・対立するところの, 不均等が成立する [からである]。

……

金は主要的に交換をするために発明されたものであり, したがって, 金の本来的かつ主要的な使用とは, それが交換において費消 [ないし支出] される (*expenditur*) かぎりにおいて, その消費

<sup>22</sup> Watson (1991), PP. 65~66, 瀧澤・樺島訳, 71~78頁。

<sup>23</sup> Noonan (1957), P. 134.

<sup>24</sup> Aquinas, *Summa theologiae* 38, Lefébure ed. and trans, PP. 234~237, 稲垣訳, 387~389頁。[] 内, 筆者。以下, 同様。

(*consumptio*) ……である。このことのゆえに、〔同額の返還とは別に〕貸した金の使用料として代金を受け取ること……それが利子 (*usura*) と呼ばれるのであるが、……は、それ自身として不当である。

ここでトマスの念頭にあるのは金品の貸借、わけでも金銭の消費貸借である。つまり、目的物ないし貸与された金が使用されるとは、交換において支出され、消費しつくされるということであり、このことはまた、所有権は貸し手から借り手に移転しているということの意味する。したがって同額の返還とは別に貸し手がウスラを、すなわち元金を超える支払いを求めるのは、すでに自分の手をはなれ、相手方の所有物となっているものについて使用料を払うよう迫ることにほかならない。換言すれば、「存在しないところのもの」を売って「代金」を得ようとするのであり、貸し手のそうした行為は、不当、不正な支払いを強いる行為であって、けっして容認できない、そうトマスは説いているのである<sup>25</sup>。

トマスのこの応答は、消費貸借は無償でなければならないとするローマ法の規定と斉合するものといってよい。同時に、そこには、貨幣をめぐるアリストテレスの説いたところが反映されているということもできるかもしれない。貨幣は交換のためにつくり出されたものであり、そのような貨幣に利を産ませようとするのは、本来的な目的を逸脱した行為だとする理解、さらにいえば貨幣はその本性からして不妊であるという理解は、アリストテレスにまで溯ることができるものだからである<sup>26</sup>。

ただし、ヌーナンのように、ウスラをめぐるスコラ学を理解にアリストテレスがおよぼした影響は過大視されてはならないという指摘もある。スコラ学理解の根底にあるのは、アリストテレスの学知というより、むしろ自然法、とくになによりもまず神と隣人を愛することをわたし達に求める自然法思想である、そうヌーナンはみているのである<sup>27</sup>。筆者には、ヌーナンのこうした指摘は的確なものと思われる。というのも、金品の貸借をめぐるトマスの応答の根底には、この自然法思想があるとみられるからである。

諸々の商取引と異なり、金品の貸借、とくに消費貸借は多く、隣人や同胞、とりわけ困窮している隣人や同胞から、たとえば穀物や油を、あるいは金を一時、切らしているので用立ててほしいと懇願されてなされるものであり、同じだけの同種のもの返還にくわえてウスラを要求するのは、そうした隣人や同胞を思いやることを、隣人愛や同胞愛を踏みにじる行

<sup>25</sup> トマスは別の著作においても、田畑や家畜など、その使用と消費が同じでないものの貸与、つまり使用貸借と対比させながら、金銭の消費貸借において元金を超える返還をせまるのはけっして容認されない行為であることを、一層、ていねいに説いている。Aquinas, Thomas, *Questiones disputatae de malo* X III, 4, c. 筆者は、ただし、未見であるが、Langholm (1991), pp. 241~242に該当箇所が引用されている。

<sup>26</sup> 貨幣についてアリストテレスがどのように説いたか、また、それがスコラ学理解にどのように反映されたとみられるかについて竹内(1991)、とくにその第3~4章には明解な説明が与えられている。

<sup>27</sup> これはその著書、Noonan (1957)でヌーナンが繰り返し、強調している点である。

為であって、見過ごしにはできない。つまり、消費貸借にあってウスラをむさぼろうとするのは、人定法に照らして不当であるだけでなく、先に掲げた聖書のことば、あるいは自然法がひとに従うよう求める規範を踏みにじって《忌むべき利益》を追い求める罪深い行為だという理解、それがトマスの応答の根底をなすものとみられるのである。『神学大全』の、この応答を含む分冊の邦訳者である稲垣も、「貸借はあくまで困窮者を助けるためになされるのであって、商取引の一種ではない」という受けとめ方、それが「トマスの利子論の正しい解釈のために不可欠である」と述べている<sup>28</sup>。

ともあれ、この応答に表明されているトマスの理解は、以後のスコラ学の学僧、そして教会法学者に継承されていく。

ところで、このように説いたトマスは、同じ『神学大全Ⅱ-2』第78問題「利子の罪について」の第1項「貸した金のゆえに利子（ウスラ）を受けとめることは罪であるか」という問について次のようにも答えている<sup>29</sup>。

人定法は、もしすべての罪が、刑罰を科することによって厳格に禁止されたならば、多くの効益 (*utilitates, utility*) が阻害されるであろうような、不完全な人々の状態のゆえに、何らかの罪を罰しないままに放置するのである。したがって、人定法は利子 (*usuras*) を、いわばそれが正義にかなうものであるとみなして認容するのではなく、多数者の効益が阻害されないようにと認容するのである。人間の法はいくつかの罪をゆるし、罰を免除している。

わたし達には聖書のことばと教会の教えに何一つ背くことなく生きるのはとてもむずかしい。そのようにわたし達は不完全な存在である。このことを率直に認め、ウスラを追い求めようとすることがそうであるように、正義にかなうとはいえない行為であっても、世にひろく享受される効益をもたらすことに寄与するものであるなら、その罪は宥恕し、ひとの定める法の下で適法な行為として容認されることもありうる、トマスはそう説いている。

ただし、この答には明記されていないが、ここにいう利子ないしウスラは、はなはだしくない程度のものでなければならぬ。というのも、関連する応答、たとえば、『神学大全Ⅱ-2』第77問題第1項、「或る人は物をその価値以上に売ることが許されるか」という問に答えて、

<sup>28</sup> 『神学大全 第18冊』、稲垣訳、390頁、訳者注412。

<sup>29</sup> Aquinas, *Summa theologiae* 38, Lefébure ed. and trans, PP. 236~237, 『神学大全 第18冊』、稲垣訳、390頁。マクラフリンによれば、以下と趣旨を同じくする発言がトマスより前のローマ法学者アッツ (Azzo) にも見出しされるという。また、先に述べたように、ウスラがむさぼられる貸借であると分っていないながら金を借りた場合、借り手も罪を問われることがありうる。ただし、その金で借り手が善をなし、かつ、それが罪を上まわるほどの善であるなら借り手の行為は宥恕される、そう、教皇イノケンティウスⅣ世 (Innocentius IV) は説いたとされる。McLaughlin(1939), PP. 92~93, PP. 108~109。

トマスは、

……もし——何らの詐欺もなしに——売手が自分の物を〔価値よりも〕高く売るか、買手がより安く買っても、その超過が甚だしくなければ、〔人定法は〕罰を科すことはせず、いわば許されることを見なすのである

と述べている<sup>30</sup>。また、後にも触れる応答、すなわち、商取引が是認されるとすれば、どのようにそれは営まれねばならないかという問（『神学大全Ⅱ-2』第77問題第4項）において、そこから得られるのがはなはだしくない程度の利得、あるいは節度ある利得（*lucrum moderatum*）であること、それが条件の一つだと答えられている<sup>31</sup>。したがって、人定法の下でウストラを追い求めることが許されることがあるとしても、そのウストラもまた、同様にはなはだしくない程度のものでなければならぬ、そう述べられていると解してよいであろう。

もちろん、たとえはなはだしくない程度のものであっても、ウストラを追い求めることは、聖書のことばと教会の教えに背く罪深い行為であり、そのこと自体はなにもかわらない。けれども、それが禁じられてしまえば、多くのひとが享受している効益が損なわれてしまいかねないような行為であるなら、ただちに罪を問うことはせず、宥恕されることもありうる、トマスは、そう説いているとみられるのである。そして、ウストラを追い求める行為についてさえそうであるなら、金銭の貸与を通して、また、商取引や交易への出資によって、なにがしかの利得が手にされたとしても、人定法上は適法とされ、キリスト教の教えのもとにあっても宥恕される場合もさまざまにありえよう。トマスの答はこのことも含意しているといつてよい。

もっとも、この応答にみられるトマスの姿勢、わたし達人間の不完全であること直視し、そこから論を立ち上げようとする柔軟な姿勢は、すんなりと受け容れられたわけではない。とくに13世紀後半から14世紀の教会法学者なかに反発する者が少なくなかったようである。けれども以後の推移をふりかえてみると、適法とみなしうる利得をみなしえない利得から、あるいは宥恕されうる利得をされえない利得から選り分けるという試みを先導し、方向づけた発言のひとつに数えられるものであることはまちがいないと思われる。やがて、金銭の貸借契約においてもっともな事由のある場合、借り手がなにほどかの補償をもらいうけることは不当ではないとする見解がさまざまに表明されていく。ソキエタスを組んで資金を出資し、利益の分配にあずかること、それも不当ではないとする見方も示されていく。節を改めて説

<sup>30</sup> Aquinas *Summa theologiae*, 38, Lefebure ed. and trans, PP. 216~217, 『神学大全 第18冊』, 稲垣訳, 370頁。〔 〕内、訳者。

<sup>31</sup> Aquinas *Summa theologiae*, 38, Lefebure ed. and trans, PP. 228~229, 『神学大全 第18冊』, 稲垣訳, 393頁。

明してみたい。

#### 四 宥恕されうる利得1：返済の遅滞と逸失利益への補償 (*interesse*)

金品の貸与は本来、無償でなされるべきであり、ウストラをむさぼってはならない。隣人や同胞、とりわけ困窮している隣人や同胞への慈愛からなされる行為であるはずだから。では、貸し手はどのような名目によってであれ、貸与したものを、あるいは元金の返還以外には何も求めることはできないのだろうか。そうした何かを求めることは事由のいかんを問わず、不当で宥恕されえない行為なのだろうか？

ウストラをむさぼることをきびしく咎める聖書のことば、あるいはスコラ学の学僧達の所説、そして聴罪司祭の説教に接するとき、こうした疑問が生じるのはきわめて自然であろう。貸し与えたものが返されるとはかぎらないし、自身がその金品を用いるについて他にありえた機会も犠牲にされる。それゆえ、どのような仕方によるにせよ、貸し与えた金品の返還を借り手にうながすような保証を求めることが一切、できないとなれば、隣人や同胞を思いやる気持はあっても、それを金品の貸与という形であらわすことに躊躇させられる場合もありえないではない。その金品を自身で用いる機会が犠牲にされたことで逸したかもしれないものへの埋め合わせを求めることも一切、できないとなれば、それも同様の結果を招きかねない。

このような疑問や懸念に応えるように、借り手に、貸与したものを、あるいは元金の返還とは別に何らかの負担を求めることが不当とはいえない事由の有無が、12世紀から14世紀にかけて吟味されていく。ローマ法に示されている判断によりながらなされたスコラ学の学僧や教会法学者の試みである。やがて、いくつかの事由がある場合、別途の負担がウストラないし利子としてではなく、なされてしかるべき補償 (*interesse*) として容認されるにいたる。

さてその容認された事由というのは、大別すると二つある。一つは、懈怠、あるいは貸借契約に定められている義務の不履行が借り手の側にあり、そのため貸し手が損失をこうむったという事由であり、もう一つは、そうした義務の不履行ないし懈怠の有無にかかわらず、金品を貸与したことで貸し手の側はそれを利用する他の機会を犠牲にしており、それによる逸失利益 (*lucrum cessans*) がありえたという事由である。

第一の事由のもっとも分かりやすい例は、返還の遅滞である。教会法学者であり、教皇グレゴリウスⅨ世(在位、1227~1241年)の教令(*decretal*)の編纂者でもあったレイモンド(Raymond of Peñafort, 1180~1275年)は、返済の遅滞によって自身の事業をつづけるために必要な資金の手当がつかなくなり、他から資金を、それも高利で借りねばならないといった事態が起こりうる」と指摘し、その場合に貸し手がこうむる損失、つまり高利の支払いは当然、補償されてよいとしている。13世紀におけるもっとも卓越した教会法学者とされるホスティエンシス(*Hostiensis*, 1190~1271年)、そしてトマス・アクィナスも同様に説いている。何度



も言及している応答、『神学大全Ⅱ-2』第78問題「利子の罪について」の第2項、「或る人は貸した金のゆえに何か他の便益を要求できるか」という問への答のなかでトマスは、

貸手は、罪を犯すことなしに、借手との間で、自分が当然持つべきものに関して被った損失の返済を契約にもりこむことができる。けだし、これは金の使用を売ることではなく、損失を回避することだからである

と述べている<sup>32</sup>。ウッドも指摘するように、ここにいう「自分が当然持つべきものに関して被った損失」には、返済の遅滞によって強いられた高利の支払いが含まれるとみてよいであろう<sup>33</sup>。

彼らのこうした見方は、また、聴罪司祭によって民衆にも語りかけられた。14世紀のある聴罪司祭の手引書には、次のような記述が見い出されるのである<sup>34</sup>。

あなたがある期日までに100シリングをわたしに返済することになっているにもかかわらず、あなたがそうできなかった結果、わたしが自分の事業をつづけるためにその分を高利で借りなければならなかったとすれば、あなたは、わたしが払ったその高利を〔わたしに〕支払わねばならない。わたしがまだ払っていない場合には、あなたはわたしを〔高利の負担から〕解放しなければならない。

ところで、返還のおくれは、また、それがなければつかむことのできた機会、利益を得る機会を逸することも結果しうる。このことは先の二つ目の事由についての議論を喚起する。ただし、この逸失利益に相当する補償を求めることは不当ではないといえるかどうか、議論は分かれたようである。

慎重な見方を説いたのは、いく人かのスコラ学の学僧で、この点についていえば、トマス・アクィナスもその一人といえそうである。というのも、トマスは、『神学大全Ⅱ-2』第62問題「返還について」の第4項「或る人は自分が取ったのではないものを返還すべきか」という問に答えて、逸失利益は、あくまで、「可能的 (*virtute*)」に生じた利益であり、機会が犠牲にされることがなかったならば、貸し手は何がしかの利益を手にするることができたにちがいないと言い切ることはできない。この意味でそれは、現にこうむった損害より「劣る (*minus*)」ものであり、後者は補償されてよいとしても、そのことは逸失利益にも同じように

<sup>32</sup> Aquinas, *Summa theologiae* 38, Lefebure ed. and trans, PP. 242-243, 稲垣訳, 395頁。

<sup>33</sup> Wood (2002), P. 190.

<sup>34</sup> Wood (2002), P. 190. [ ] 内、筆者。なお、このように記されているのは、*Fasciculus morum* という聴罪司祭の手引書であるという。

妥当するとはいいがたいと述べているのである。トマスは、ただし、「……人格および業務の諸条件に即して何らかの補償をする責務」を借り手は負うことになるにつけ加えている。いかなる補償も一切、必要ないというわけではないと留保しながら、しかし、逸失利益があったとして補償することについては慎重な見方をとっていたとみられる<sup>35</sup>。

けれども、13~14世紀のスコラ学の学僧と先のレイモンドやホスティエンシスも含めた教会法学者の多くは、肯定的な見方に傾いていたようである。たとえばホスティエンシスは、商品の取引で利益を得る機会を多く持っている商人が、あえてその機会の一つを犠牲にして人の求めに応じて金を貸し与えるという場合、わけても困窮している隣人に請われて貸与する場合、逸した利益の埋め合わせとしても何ほどの金を受け取るとしても、それは恥ずべき利得でも、不当な割り増しでもないとして述べて、逸失利益の補償がなされる場合があつてよいとしている<sup>36</sup>。

そして、しばらく後に北イタリアの諸都市ないし諸国家が行った強制的な借り入れによる資金調達がこの傾向をさらに後押しするように働いたとみられる。

14~15世紀、北イタリアのミラノ、ヴェネツィア、ジェノア、そしてフィレンツェ等の諸都市ないし都市国家は、うむことなく争いと離合集散を繰り返しており、その結果、財政は戦費の負担等によってしばしば破綻に瀕していた。こうした財政の危機的な状況を緩和するため、事実上、強制的な借り入れが市民、とくに富裕な市民から行われることがあつたという。たとえばフィレンツェ共和国においては、《モンズ (mons)》と呼ばれた基金への出資という形で借り入れが行われた。出資した金の返還期日は、ただし、定められていなかったとされる。また、共和国は出資したけた市民に《贈り物》という名目で一定の利払いを行ったという<sup>37</sup>。フィレンツェ共和国が永久公債を発行し、富裕な市民に強制的に割り当てるという仕方で行われた借り入れだといってもよからうか。

この、資金の徴発というべき借り入れに対しては、それによって出資者ないし公債を引き受けた者がこうむつたとみられる不利益、つまり他の機会を自らの判断で放棄したのでなく、強いられて犠牲にせざるをえなかったことによって逸したであろう利益は、まさしく補償されねばならないとして《贈り物》の正当性を強調する見解が多く、表明されたようである。フィレンツェの平信徒ではあつたが、教会法を講じ、共和国の大使もつとめたことのある人物、ローレンティウス (Laurentius de Ridolfis, 生年, 没年不明) に代表される見解である<sup>38</sup>。そして、

<sup>35</sup> Aquinas, *Summa theologiae* 37, Gilby ed. and trans., PP. 112~113, 稲垣訳, 124~125頁。なお、トマスは、同じ『神学大全II -2』第78問題2項の応答のなかでも、同様に述べている。

<sup>36</sup> Noonan (1957), P. 118.

<sup>37</sup> Noonan (1957), PP. 121~125.

<sup>38</sup> Noonan (1957), P. 122~124.

こうした見解の表明は、フィレンツェにおけるような資金の徴発といった例についてだけでなく、よりひろく、金品の貸与によって生じうる逸失利益の補償は必ずしも不当ではないとする見方の受容を促進するように働いたとみられるのである。

もちろん、異議を申し立てるひとも皆無だったわけではない。というのも、借り手の側、つまり共和国にとくに、義務の不履行ないし懈怠があったわけではなく、出資者ないし公債を引き受けた市民が現に損失をこうむっているわけでもない。《贈り物》は、それゆえ、本来、無償であるべき貸与について支払われたウストラとみるべきであるとして、それを不当とする主張も少なくなかったという。ヌーナンにしたがっていえば、こうした仕方ではなされる資金の貸与は、共和国への愛国的な精神からなされるのであり、困窮している隣人、同胞への金品の貸与と同様に無償でなされねばならない、そう主張されたといってもよからうか<sup>39</sup>。

こうしたなかで二人のトスカーナの聖職者シエナのベルナルディーヌスとフィレンツェのアントニーヌスが、それぞれの理解を説き、逸失利益の補償は必ずしも不当とはいえないという見方がひろく受け容れられるうえで、決定的な役割をはたしたとされる。まずベルナルディーヌスはその著書の一つで次のように述べている<sup>40</sup>。

貨幣は、それを〔何かに〕投じるときにその所有者の努力〔や創意工夫〕が傾注されるからこそ、名目上の価額を超える価値を産む。……つまり貨幣は、それそのものによってというより、むしろ、所有者の努力〔や創意工夫〕を介して価値を産み出すのであり、それゆえ、貨幣を受け取るひと〔ないし借り受けるひと〕は、その所有者から金を取り去るだけでなく、努力〔や創意工夫〕を働かせることによってもたらされる効用や果実のすべても奪い取ることになりうる。

商人や事業家にとって利益は、彼らが努力をし、創意工夫を働かせるからもたらされるのであって、投じられた貨幣ないし資金それ自体がもたらすのではない。けれども、資金は、かれらに努力と創意工夫を働かせる機会を提供する。したがって、金銭の貸与を懇願し、あるいは強制し、商人や事業家にそうした機会を犠牲にさせるときには、補償をするもっともな理由が生じるといってよい、そう、ベルナルディーヌスは説いているのである。ヌーナンのいうように、シエナに生まれ、イタリアの諸都市を遍歴しながら活発さを増す商取引を目の当たりしたひとの率直な発言であり、今日のわたし達にも、分かりやすいものいいだといつてよいであろう<sup>41</sup>。ベルナルディーヌスは、ただし、創意工夫を働かすことなく、ただ金を貸し、時間に利を産ませようとする者には、そうした補償を期待する資格はないとクギを刺すこと

<sup>39</sup> Noonan (1957), P. 124.

<sup>40</sup> Noonan (1957), PP. 126-127. [ ] 内、筆者。

もわすれない。

もう一人のトスカーナの聖職者アントニーヌスもほぼ同様に説いている。商人や事業家にとって所有する資金は、単に交換に支出され、消費しつくされるだけのもではなく、工夫を働かせながらそれを投じることによって利益をもたらしうる資本である。したがって、返済の遅延や国家による強制的な資金の徴発による場合はもとより、他への貸与によって所有する資金を資本として投じる機会が犠牲にされたとき、逸失利益相当の補償をえることは決して不当ではないと説いたとされるのである<sup>42</sup>。

さて、補償されてよい逸失利益について異口同音に語った二人のうち、ベルナルディーヌス (Bernardinus of Siena, 1380~1444年) が生を享けたのはシエナ近郊のマッサ・マリッティーマ (Massa Marittima) でのこと。やがてシエナ大学でローマ法、教会法を学んだが、1400年頃に当地をおそった疫病の患者をサンタ・マリア・デッラ・スカラ (Santa Maria della Scala) の医療施設に介護したことをきっかけに、民衆にじかに接する活動に献身するようになったといわれる。1402年にはフラシスコ会の厳律修道会 (the Strict Observance) の修道士となり、後にはその総長として同会の規律の引き締めにも貢献したという。ただし、民衆とじかに接するという活動は休むことなくつづけられた。その多方面にわたる宗教活動のなかでもベルナルディーヌスがもっとも熱心にかかわったのは民衆への説教であったといつてよい。イタリア半島の各地を徒歩で訪ね、道徳的頹廢や不正を糾弾した説教は、その明解で力強い語り口も相俟って聴き手を魅了し、説教の場はときに数万の聴衆によって埋め尽くされるほどであったといわれる。その説いたところは民衆のこころをとらえ、すくなくならず影響をおよぼしたものとみられるのである<sup>43</sup>。アントニーヌスもまた、ドミニコ会の修道士としてイタリアのさまざまな都市に赴き、同会の刷新にかかわり、フィレンツェの大司教に任じられた後は、司教座の刷新にも取り組んだが、同時に、民衆への説教にも熱心であったことはすでに紹介したとおりである。

このように多くの人々に支持された二人の聖職者の発言を得て、その道筋に残されていた異論ないし障害は取り除かれ、逸失利益の補償は必ずしも不当とはいえないという理解が、

<sup>41</sup> ド・ルーヴァーは、ただし、ベルナルディーヌスのこの発言には、また、すぐ後に紹介するアントニーヌスの発言にも、貨幣は交換に用いられて消費しつくされるのであり、利を産まないもの、不妊のものであるとするスコラ学的基本的な理解と斉合しない部分があると指摘している。De Roover (1967), PP. 29~30. 筆者には、これは的を射た指摘とは思われない。というのも、ベルナルディーヌスは、貨幣は商取引や事業の機会を提供するだけであり、利をもたらすのはあくまで、その所有者ないし商人や事業家の努力と創意工夫だと述べているのだから。

<sup>42</sup> Noonan (1957), P. 128.

<sup>43</sup> ベルナルディーヌスの生涯についての以上の紹介はDe Roover (1967), P. 3によっている。また、同書によれば、一時、異端の疑いをかけられ、弁明を余儀なくされたこともあったという。道徳的頹廢や不法、不正に対する厳しい説教に不平をつのらせる聖職者もいたということであろうか。

ようやく、ひろく受け容れられるにいたったという。

さて、こうしてみると、コジモ・デ・メディチの時代、つまり、14世紀末から15世紀半ばまでには、すくなくとも以下の二つの補償を求めることは大方、認められるようになっていたとってよさそうである。

- ・金品の貸借契約において借り手の側にあった義務の不履行ないし懈怠、とくに返済の遅延によって生じた損失の補償
- ・所有する資金をひとに貸与した結果、事業や商取引に投じる他の機会が犠牲にされたことによる逸失利益の補償

ただし、聖書のことばと教会の教えにかない、また、ローマ法上も正当とされる金品の貸与は隣人や同胞への慈愛からなされるものであり、本来、無償でなければならないという原則がないがしろにされたわけではない。その意味で上記二つは、無条件に肯定されたわけではなく、もっともな事由のあるときにのみ宥恕されうる補償だとみなされていたこと、それは見落とされてはならない。

ともあれ、これらの補償が容認されたということは、その分、《忌むべき利益》ないしウストラであるとみなされ、断罪される利得の範囲はせまく限定されたことを意味する。金品の貸与、とくに消費貸借において、借り手に返済の遅延等の義務違反がなにもなかったにもかかわらず、貸与されたもの、あるいは元金を超えて支払うようせまられるもの、それが、そして、おそらくはそれだけがウストラとみなされることになったのである。

## 五 宥恕されうる利得2：ソキエタスからの利益

トマス・アクィナスには、聖書解釈のあり方をめぐって記された次のような文章がある<sup>44</sup>。

アウグスティヌスの教えているように、この種の問題にあつては、二つのことが遵守されなくてはならぬ。第一には、聖書の真理は、怯むことなく、あくまでこれを護持すべきこと。第二に、聖書はまたさまざまな仕方で解釈されうるものゆえ、たとえこれが聖書の意味だと自分の信じていたところのもの偽りであることが、確実な論拠によって確立されるにいたったとしても、なおかつ依然としてこれを敢えて主張して憚らないほど、それほどまでに絶対にその解釈に固執するごときは、如何なる場合にもあつてはならないこと。それは、こうしたことが因をなして聖書が不信者の嘲笑を買い、かくして彼らの信仰への道が塞がれるにいたることがあつてはならないからである。

<sup>44</sup> Aquinas *Summa theologiae* I a-68-1, Wallace ed. and trans, PP. 70~72, 山本訳, 62頁。

トマスの巨大な知的構築物について筆者が触れることができたのは、その、わずかな部分でしかない。けれども筆者のみるかぎり、この学僧は、聖書のことばや教父達の教説の一字一句にとらわれ、いたずらにそれに固執しようとするかたくなな存在ではない。上記の文章はこのことをわたし達に示してくれる。本章で今、取り組んでいる問についても同様であったと筆者には思われる。

たしかにトマスは先にみたように、ウスラをむさぼることを厳しく咎める。ウスラは不当であり、かつ、それ以上に、信仰の教えをないがしろにする罪深い行為によって得られたもの、断じて宥恕されえない利得であると告発する。同時に、しかし、このような宥恕されえない利得からされうる利得を選び分けるという試みにも大胆に踏み込んでいく。そのときのトマスの姿勢は、現世的な成功の機会が広がった世に生きるひとの生き様を、それも完全ではありえない生き様をありていに受け止め、そこから議論を立ち上げようとする柔軟なものであったとみられることはすでに第三節で紹介したとおりである。

煩瑣をいとわずくり返せば、聖書のことばと教会の教えに何ひとつ背くことのなくこの世の生をまっとうすることはわたし達にはかなわない。わたし達のなす行為には、それゆえ、罪に当たるといわざるをえない部分があるかもしれない。けれどもそれが世の多くのひとに効益をもたらすものであるなら、その行為を通してながしかの利得を求めることもひとの定める法の下で適法な行為として認容されてよい場合がありうる。たとえ信仰にもとる部分があるとしても、それをもってただちに罪を問い、禁じることはせず、宥恕されることもありうる、そういってもよい。このようにトマスは踏み込もうとしたのである。そして、そうしたトマスの姿勢の現れといえそうなもう一つの例を、ソキエタスないしそれがもたらす利益についての発言にみることができる。

『神学大全Ⅱ-2』第77問題第4項、「商取引において何かを買った時よりもより高い価格で売ることが許されるか」という問へのなかでトマスはひろく商取引に触れ、以下のように行われるなら、それは正当であると説いている<sup>45</sup>。

〔商取引は〕その本質のうちに悪徳的もしくは徳に対立するような要素は何らふくんでいない。ここからして、利得が何らかの必要不可欠な目的、あるいは高潔な目的にさえ秩序づけられるのを妨げるものは何もない。……たとえば、或る人が商取引において追求する節度ある利得(*lucrum moderatum*)を、自分の家の維持、あるいは困窮者の援助にさえも秩序づける場合、さらにまた或る人が公共の利益のために、すなわち祖国が生活必需品を欠くことがないようにするために商取引に専念し、利得が目的であるかのように追求するのではなく、むしろいわば、自分の労苦にたいする給与と見なす場合がそ

<sup>45</sup> Aquinas, *Summa theologiae* 38, Lefebvre ed. and trans., PP. 228~231, 稲垣訳, 383~384頁。

うである。

トマスはまた、

或る点でその品物に手を加えてよりよいものにしたとか、……品物を或る場所から別の場所へ移すか、あるいはそれを運ばせるのに、わが身を危険にさらした

場合、そうしたものの取引によってなにほどかの利を得るのは不当ではないとつけ加えている。

トマスはさらに、『神学大全Ⅱ-2』第78問題第2項「或る人は貸した金のゆえに何か他の便益を要求できるか」という問への答のなかで、先に、ローマ法が認知する契約の類型の一つとして言及したソキエタスに触れて、以下のように説いている<sup>46</sup>。

自分の金を商人あるいは職人に何らかの組合 (*societas*) を形成するような仕方で委託する者は、自分の金の所有権を後者に移譲するのではなく、それは前者のものでありつづけるのであり、したがって前者の危険において、商人はその金で取引を営み、職人は仕事をするのである。したがって、かれはそこから生じてくる利得 (*lucri*) の一部を、あたかも自分のものであるかのように要求することが正当にできるのである。

さまざまな商取引、たとえば遠隔地交易に資金を出資する、それも適当なだれかとソキエタスを、あるいはパートナーシップを組み、そのパートナーに資金の使用を委ねて事業が営まれるとき、利益の分配を求めるのは不当なことではないと述べられている。それは、出資される資金の所有権はそのひとに帰属しつづけ、したがって先に使用貸借について述べたように自らの所有になるものの使用について対価を求めるのは不当ではないからである。そのうえ、遠隔地交易には種々の危険が伴う。ソキエタスないしパートナーシップへの出資は、したがって自身の所有する資金を危険にさらすことでもあり、そのことへの報賞として利益の分配にあずかることも不当ではない、そう、説かれているのである。

この、トマスの立論において重要なのは、出資された資金の所有権の帰属と危険負担のあり方である。資金がそれを出資した当事者に帰属し、かつ、危険も自らすべてを負うか、あるいはパートナーと共に負われる場合、利益の分配にあずかることは不当ではない。かりに、所有権は譲らず、資金の使用がもたらした利益の分配は求めながら、しかし、危険はすべて

<sup>46</sup> Aquinas, *Summa theologiae* 38, Lefebvre ed. and trans., PP. 244~245, 稲垣訳, 397頁。

パートナーに負わせるという契約のもとに事業が行われているとすれば、それは、正当なソキエタスたりえず、そのときの利益の分配は不当な利得、あるいはウストラといわざるをえない。危険がすべてパートナーによって負われるということは、資金の所有権は、実質的にそのパートナーに移譲され、出資者のものでなくなっているということであり、にもかかわらず、資金の使用に対価を求めるのは、自分のものとしてはすでに「存在しないところのもの」を売ろうとする行為、「正義に反対・対立する」行為だからである<sup>47</sup>。

利益だけでなく、危険ないしそれが現実のものとなったときに生じる損失も共に分かち合うこと、それが正当なソキエタスの必須の要件とされているのである。ソキエタスの根幹をなすのは兄弟的結合だとする理念がそこに反映されているということもできよう。

つづく第二章で立ち入って紹介するように13世紀以降、欧州の各地を結ぶネットワークを形づくって商取引を営む事業家が各地に、とりわけ北イタリアの諸都市に現れる。そうした商取引、とくに遠隔地交易はコジモ・デ・メディチの時代、かれらの事業の主要な収益源の一つであった。なるほど、彼らの事業は信仰の教えに照らすとき、一点の曇りもないものとは言い切れないかもしれない。けれども、コジモの場合にそうであったように、彼らはここにいるソキエタスを組んで事業に乗り出した。彼らの事業はまた、直接、間接に事業にかかわる多くのひとに効益をもたらすものであった。「公共の利益」に寄与しうる正当な商取引だということもできる。いずれにせよ分配される利益は、宥恕されてよい利得であるとみなされることになる。

ソキエタスをめぐってトマス・アクィナスの説いた見解は、このように、地上の価値を追い求める活動に欠かせない資金を提供して利を得ることを、たとえば次第に活発になる商取引や遠隔地交易に不可欠な資金を提供し、そこから利を得ることを、人定法上は適法なものとして容認し、宥恕するための模索が導いたものといってよいであろう。ただし、それが教会法の観点からも妥当な判断とみなされ、いわば、教会の公式見解として認知されるにいたるまでには、ゆうに一世紀を超える時間を要する。トマスと同時代において、また、つづく14世紀においても、懐疑的な見方、批判的な見方を唱えるひとが少なくなかったのである。教皇グレゴリウスIX世 (Gregorius IX) はその一人であり、ある海事上の契約に言及しつつ、批判的な見方を述べたとされる。

その契約というのは、何らかの商品を所有する者がその海上輸送と輸送先での事業、たと

<sup>47</sup> スーナンも、先に前節脚注41で触れたのと同様の疑問、つまりトマスのこの記述には、貨幣は不妊であるとするスコラ学的基本的な理解と斉合しないのではないかという疑問が投げられようと指摘している。Noonan (1957), PP. 144~145. この場合も、しかし、利益を産み出すのは、投じられた資金そのものというより、資金を使用するにあたって働かされた両当事者の創意工夫や努力であり、スーナンの指摘は的を射たものとは考えられない。



えば販売を他に託す契約である。*foenus nauticum*と呼ばれ、ローマ法も認める契約の一つである。この契約においては、商品を託した当事者は船が海上にある間、生じうる危険は自ら負うとされる。しかし、船が無事、目的地に着いた後に生じうる危険ないし損失はすべてそれを託された側、つまり、船主、あるいは商人が負うとされ、しかも、危険が現実のものとなって損失が生じたとしても、その船主、あるいは商人は託された商品に相当する金を返還しなければならなかった。また、成功裡に販売がなされたときには、商品を託した側に利益を分配するよう義務づけられたという<sup>48</sup>。ウッドによれば、この契約は、また、商取引、とりわけ遠隔地交易が活発になり始めた時代、つまり、12世紀以降13世紀の半ば頃まで、盛んに結ばれたとされる<sup>49</sup>。

さてヌーナンも指摘するように、この契約にはソキエタスと金品の貸借という二つの側面がある<sup>50</sup>。あるひとが商品の販売を船主、もしくは商人に託し、利益の分配を受ける、その際、危険の一部、つまり船が航行中の危険はそのひとが負う、という面を捉えていえば、彼らはソキエタスを組んだといってよい。けれども、無事、目的地に着いた後の販売活動にまつわる危険はすべて、船主、あるいは商人によって負われる。このことは、その商品の所有権は実質的に、船主、あるいは商人に移譲されているということの意味するものであり、したがって、彼らの間で行われているのは、金品の貸借、それも本来、無償でなければならない消費貸借とみなされても仕方がない。にもかかわらず、商品を託した側は、託された商品に相当する金の返還だけでなく、その販売によって得られた利益の一部を分配することも求めている。とすれば、それは、すでに自分の所有物ではなくなっているものの使用について代価の支払いをせまる行為、《忌むべき利益》ウスラをむさぼる行為に等しい。

自ら教会法を学んだこともあるグレゴリウスⅨ世はその教令の一つにおいて、この契約の実質的に消費貸借であるという側面をとらえ、そうした契約から利を得ようとする行為を容認しえないものとみなしたという<sup>51</sup>。自ら危険の少なくとも一部は負って商品を他に託し、共同で事業を立ち上げるというこの契約のもう一つの側面、つまり、ソキエタスを組んで事業を行うという側面は、消費貸借、それもウスラをむさぼるような消費貸借とみなされても仕方がない部分とひとまとめにして不当なものという烙印を押されてしまったのである。ソキエタスを組んで事業に乗り出すという企ては、こうして牽制されることになる。この種の海事契約そのものも13世紀後半にはほとんど結ばれなくなったという<sup>52</sup>。

<sup>48</sup> Noonan (1957), P. 134.

<sup>49</sup> Wood (2002), P. 194.

<sup>50</sup> Noonan (1957), P. 135.

<sup>51</sup> Noonan (1957), PP. 137~138.

<sup>52</sup> Wood (2002), P. 194.

このような判断を示したのは、グレゴリウスⅨ世一人ではない。少し前の教皇インノケンティウスⅢ世 (Innocentius Ⅲ, 在位1198~1216年)、そしてグレゴリウスⅨ世の秘書官であり、以前にも述べたようにその教令の編纂者でもあったレイモンドにも趣旨を同じくする発言がある。さらに、13世紀を代表する教会法学者とされるホスティエンシス、そしてグレゴリウスⅨ世と同様に教会法を学んだこともあったといわれる教皇インノケンティウスⅣ世 (Innocentius Ⅳ, 在位1243~1254年)も金銭の貸借という側面を併せ持つこの海事契約と本来のソキエタス、利益だけでなく生じうる損失もすべて分かち合われるという仕方で形づくられたソキエタスを画然と区別することができず、そのため、本来のあり方のソキエタスから分配される利益は不当なものではないとする見解を表明するにいたらなかったという<sup>53</sup>。

もちろん、13世紀の高位聖職者や教会法学者がそろって、同様だったわけではない。たとえば、ボローニアで教会法を講じたこともあるとされる枢機卿ゴッフレドゥス (Cardinal Goffredus of Trani, 1245年没, 生年不明)のように、この*foenus nauticum*という海事契約と本来のソキエタスの違い、つまり、生じうる損失のすべてが、当事者全員によって共に負われるか否かという違いをはっきりと指摘し、したがって、後者がもたらす利益はウストラとは異なるという見方を説いたひともいた。この枢機卿の見方は、ただし、大方の支持を集めるにいたらない。つづく14世紀においても議論が錯綜するだけで、状況に大きな転機はおとずれなかったようである。

ソキエタスをめぐってトマス・アクィナスの説いたところ、あるいはそれに連なる見解は、このように、容易には受け容れられなかったのである。けれども、15世紀初頭になると、つまり、コジモ・デ・メディチの時代の幕が開いた頃になると状況は変化する。そして、このことについても、トスカナの二人の聖職者、シエナのベルナルディーヌスとフィレンツェのアントニーヌスの果たした役割は大きく、二人の発言をえて、ソキエタスを組んで事業を起し、利益の分配にあずかることを肯定する見解がひろく受け容れられるようになったといわれる。節を改めて、二人の発言を眺めてみる。

## 六 シエナのベルナルディーヌスとフィレンツェのアントニーヌス

あるひとが、所有する金品を他に託し、それをを用いた事業によって獲得された利益の分配を受けるとき、その分配された利益がウストラには当たらないものとして宥恕されることがあるとすれば、金品はどのような仕方で託されていなければならないか。この間に答えて、シエナのベルナルディーヌスは著書の一つで次のように述べている。そのひとが、両当事者の関係が完了するまで金品の所有者でありつづけ、かつ、その間に生じうるすべての危険をパー

<sup>53</sup> Noonan (1958), PP. 140~143.

トナーと、すなわち金品を託された側と共に負う場合にのみ、分配された利益は不当なものではなく、ウストラとはみなされない、そう述べているのである。そして、この答についての確な理解をうながすため、いくつかの想定例を用いて補足的な説明を試みている<sup>54</sup>。

ベルナルディーヌスはまず、先に紹介した*foenus nauticum*と呼ばれる海事契約、あるいは類似した契約に触れ、そこから得られた利得は、宥恕されえないと主張する。託された金品が目的地に着き、何らかの事業に用いられたとき、事業が成功するか否かにかかわらず、それと同等のものの返還が求められるということは、事業につきまとい、生じうる危険はすべて金品を託された側が負わされているということ、したがって、その所有権も実質的に移譲されているということの意味する。にもかかわらず、金品を託した側がなにがしかの利益の分配を受けるとすれば、自ら所有せず、危険を負うこともないものの使用について代価を得たということであり、それはウストラにはかならない。かりに、事業が失敗に終わるとき、金品の使用を託された側に求められるのは同等のものの返還だけで、使用の代価は要求されないという契約であったとしても、所有と危険負担の実質はなにも変わっていない。懸念された危険が現実のものとなって損失を被ったとしても、託されたのと同等の金品を返還しなければならず、その損失はすべて自身で負わねばならなくなるからである。いずれにせよ、事業成功のうちに受け取る利益がウストラといわざるをえないものであることも変わらない。

これに対して、金品を託した側は、事業が成功したときには一定の利益の分配を受ける。ただし、何らかの危険が現実のものとなって損失が生じた場合に求めるのは、託された金品からこの損失分を差し引いた分に相当するものの返還だけでよいとされるなら、事業成功時の利益分配は不当ではない、そう、ベルナルディーヌスは説いている。というのも、金品を託した側は一貫してそれを所有し続け、すべての危険も託された側と共に負っているからである。

これは、そこから利益の分配を受けることが不当ではないとトマス・アクイナスが述べたソキエタス、金品を託した側が一貫してその所有者でありつづけ、事業がもたらす利益も生じうる損失もすべて、託された側と共有するというパートナーシップのあり方だけをベルナルディーヌスも肯定していたことを示すものといえよう。利益の分け前を要求するだけで損失は一切、負わないというのは、ソキエタスの兄弟的結合という理念に背くあり方であり、そのようにして獲得された利益は宥恕されえないというトマスの理解がベルナルディーヌスに共有されていることのあらわれだということもできよう。

トマス、そしてベルナルディーヌスが共有した理解は、アントニーヌスにも受け継がれているとみてよい。というのも、その著書の一節でアントニーヌスは、ソキエタスは兄弟的結

<sup>54</sup> Noonan (1957), PP. 149~151.

合を理念として形づくられる関係であり、利益だけでなく損失も共に分かち合わねばならないと説いているのである<sup>55</sup>。契約のなかに当事者の一方、とくに金品を託した側を生じうる危険ないし損失の負担から免除するような条項がくわえられているなら、それは、ありうべきソキエタスではない。自ら託した金品が安全に回収されることを要求し、そのうえ利益の分配を求めるなら、それはウストラをむさぼる行為と変わらない、アントニーヌスもそう主張して止まなかったようである。

アントニーヌスはさらに、事業がまったく利益を産まなかったとしても、金品を託され、それをういた事業に携わった側の労役に対する手当はなされねばならないと説き、その分は託した側が負うべきであると指摘している<sup>56</sup>。

さて、ありうべきソキエタスについて異口同音に語った二人のうち、ベルナルディーヌスは、先にも紹介したように、その力強く明解な語り口によって民衆のこころをとらえた説教者であった。もう一人のアントニーヌスも、フィレンツェ大司教として自らの司教座の刷新に取り組むと同時に、華美や道徳的な頹廃を排し、信仰の教えるところに従うよう民衆に説教を繰り返したひとであった。利益だけでなく損失も分かち合われるようにソキエタスが形づくられているとき、かつ、その時にのみ、分配される利益は宥恕されうるとする二人の教説は、トマスから一世紀あまりのときを経て、また、二人の力強い説教者の発言をえて、ようやく、ひろく受け容れられるにいたったとみられる。14世紀末から15世紀前半にかけて、つまり、コジモ・デ・メディチがメディチの事業を繁栄の頂点に導こうとしていた頃のことである。

ひとの利得を求めるさまざまの行為のうち、ウストラをむさぼるのは不当で、かつ、罪深い行為であるとして斥けるという姿勢は堅持しつつ、しかし、宥恕されうる余地が模索され、ありうべき形のソキエタスを組んで事業を営む場合がその一つとして認知されるまでに要した時間は、かりに、トマス・アクィナスの発言を起点にとってみれば、ゆうに一世紀を超えている。ヌーナンも示唆するように、それは、民衆に直に接することに熱心であった聖職者だけでなく、スコラ学の学僧や教会法学者が、つまり教会が、商取引や交易の機会が大きくひろがった時代に生きるひとの不安や懸念を理解し、それらが払拭されることを待ち望む彼らの希求に応えるに要した時の経過であったということもできよう<sup>57</sup>。

## 結びにかえて

さて、12世紀から14世紀、さらには15世紀初頭にかけて、こうしてつづけられた試み、

<sup>55</sup> Noonan (1957), P. 151.

<sup>56</sup> Noonan (1957), P. 151. なお、ヌーナンによれば、このような指摘はベルナルディーヌスには見い出されないという。

<sup>57</sup> Noonan (1957), P. 153.

恕されうる利得をされえない利得から選り分けようとするスコラ学の学僧や教会法学者の試みは、何を結果したのだろうか。それを、また、どう受け止めるのが適当だろうか。これらのことに触れて、本章の結びとしたい。

これまでにみたように、いくつもの行為、あるいはそれがもたらす利得が不当で容認しがたいとされるものの範疇から除外された。トマス・アキナスの理解に沿っていえば、聖書のことばや教会の教えに照らしてみると、罪に当たる部分がないとはいえないとしても、ひとにひろく享受されている効益をもたすことに、あるいは公共の利益に寄与するものであるかぎり、さしあたり罪は問わず、宥恕されうるものとみなされるようになったのである。例示するなら、まず、種々の補償、たとえば金品の貸借において返還の遅滞によってこうむった損失の補償と逸失利益、つまり商取引や事業の機会が犠牲にされたことで逸したとみられる利益への補償がそのようにみなされるようになった。そして、本来の仕方で形づくられたソキエタスから分配される利益も宥恕されうるものと扱われるようになる。次章で取り上げるように銀行預け金への利払い、そして、為替手形の引き受けによる利益もくわえられてよい。

容易に気がつくように、一連の試み、スコラ学の学僧や教会法学者によってつづけられた試みは、ウストラをむさぼり、それゆえ、けっして宥恕されえないとされる行為を狭く限定するという帰結をもたらすものでもあった。先にも述べたように、金品の貸与、とくに本来、無償でなされるべき消費貸借において、借り手に返還の遅滞等の懈怠ないし義務違反がなかったにもかかわらず、貸与されたもの、あるいは元金を超えて支払うよう求められるもの、それが、かつそれだけがウストラとみなされるようになったのである。

こうした帰結を評してド・ルーヴァーは次のように述べている。すなわち、この試みにかかわったスコラ学の学僧や教会法学者達が成し遂げたのは、両替商や質屋などの街の金貸しから手広く商取引や遠隔地交易を営んだ事業家や金融業者にいたる人々に、ウストラをむさぼる行為にあたらぬとみせかける種々の仕掛けをつくるよう誘い、それによって偽装された利得のための《避難小屋 (escape hatch)》を建ててやったようなものだ<sup>58</sup>。なるほど、金品の貸借契約において、返還までの期日を事実上、履行不可能なほどに短く決めておくことで、遅滞を生ぜしめ、《補償》を得る行為のように、もしくは、何がしかの《贈り物》を寄こすなら、返還の期限を猶予してもよいとほのめかす行為のように、ウストラであることを隠蔽するような仕掛けが誘発されたのはたしかであろう。また、金を貸すときに土地を抵当として差し出させ、その土地が産み出すものをわがものとするという行為も同様である<sup>59</sup>。けれども、

<sup>58</sup> De Roover (1967), pp. 40~41.

<sup>59</sup> マクラフリンによればこれは12世紀末ごろ、しばしばなされた行為、それも修道院でなされた行為だという。McLaughlin(1939), pp. 113~115。

そうした薄汚れた振る舞い、それがもたらされたものすべてだとみなされるなら、それは、いささか皮相な見方だというほかない。ド・ルーヴァーも、もとより、そういう見方をよしとしているわけではない。

その一方でこの試みは、やがてくる資本主義の時代、それに連なる一步を、それも重要な一步を踏み出すものであったとみるひともいるかもしれない<sup>60</sup>。商取引や交易によって利を得ることを公共の利益に資するものとして宥恕し、事業家達にさらなる富の蓄積と事業の拡張をうながしたであろうから。ただし、こうした見方が的確なものといえるか否か、筆者に答える用意はない。それは、経済史上のあまりにも大きな問であり、そのような問に答えるための知見を筆者はもっていないからである。

筆者は、ただ、次のように考えている。一連の試みは、聖書のことばと教会の教えをないがしろにはせず、しかし、自らの創意工夫と努力で世俗的な成功の機会をつかもうとしたひとを後押しするものであったこと、それはまちがいない。そして、そうしたひとを受け容れ、後押しすることは、資本主義の興隆につらなる一步であったか否かにかかわらず、この世の生をまっとうする新たな生き様を解放し、鼓舞することについて、たしかな一步を踏み出すものであった。筆者はそう考えている。

### 補遺 ウスラをむさぼる者と煉獄

ル・ゴッフにしたがっていえば、12世紀の末ごろに、欧州の人々の間で死後世界のなかに第三の場の存在が確信されるにいたったという<sup>61</sup>。その第三の場、煉獄(*Purgatorium*)の《誕生》が、ウスラをむさぼろうとする者のふるまいにどのような影響をおよぼしたか、それはとても興味深い問である。筆者には、ただし、この問に答えるための用意が今はない。それゆえ、立ち入った考察は別の機会にゆずり、ここでは、そのときのための覚えとして、この問の輪郭だけを素描しておきたい。

来世における死者の行き先が、あるいは「死者の運命が死の瞬間に決定的に封印を施される」、それも天国か地獄のどちらかに決められてしまうというのは、あまりにもきびしくたえがたい<sup>62</sup>。大罪を犯し、しかも悔悛を拒みつづけたひとなら、地獄に墮とされ、永劫の罰を受けるのも仕方ないかもしれない。けれども、小罪にかかわってはいても、いくらかは善きこともなした者については、ただちに天国に召され、永遠の命を授けられることはないとしても、地獄とは別のどこかに却罪はまぬがれて留まることのできる場所はないものだろうか……。

<sup>60</sup> こうした見方が説かれた例として、*Hunt and Murray (1999)*, PP. 242~245を挙げることができる。

<sup>61</sup> *Le Goff (1981)*.

<sup>62</sup> *Le Goff (1986)*, 渡辺訳, 94頁。

ひとがこのような想いを抱き、希求をもつのは自然なことであろう。事実、キリスト教世界にあつては、こうした想念や希求はその初期の時代からあつたという。そして、いく世紀にもわたる時の経過と紆余曲折を経て、まだつぐなわれていない罪を死後、つぐなうことのできる場、その罪の残滓がつぐなわれ、死者が浄められる第三の場の存在が確信されるにいったという。すでにのべたように、12世紀末のこととされる。わたし達の多くがそうであるように、その生涯がさほど善くもないが悪くもない人間の行き場が《誕生》したといってもよい<sup>63</sup>。

そのような人間、つまり、つぐなわれていない小罪をもつ者や生前の悔悛によつてもまだ、つぐないきれてはいない大罪の残滓をもつ者は、その罪を浄めるためにこの煉獄でどれだけかの期間、罰せられることになる。この《浄罪の火》による罰は、地上におけるどのような罰にも増して苦しいものだという。罰を受けねばならない期間は、ただし、生者の祈りととりなしによつて短縮されうる。つまり、ル・ゴッフもいうように死者と生者の間に一種の連帯が生まれたといつてもよい<sup>64</sup>。しかも、煉獄の出口はただひとつ、天国に開かれている。死者を悼む生者は、懸命に祈り、とりなしを乞うよう誘われる。そのように生者をうながす説教も盛んに行われたという。

たとえば、悔悛の意思、あるいはむさぼったウスラを返すべき人に返還する意思はあつたが、それを果たす前に急死したある高利貸しが、妻の祈りと献身的なとりなしによつて地獄に墮とされるのを免れ、感謝の言葉を述べるため、妻のまくらもとにあらわれたというエピソードが説教の場で語られることもあつたという<sup>65</sup>。もちろん、悔悛することを拒み、むさぼったウスラの返還にも応じようとしない手合いには、煉獄に留まれという審判は下らない。生者がどれほど懸命に祈り、とりなそうとも行き先は永劫につづく罰の場、地獄。

さて、このような第三の場、煉獄 (*Purgatorium*) の存在が、ル・ゴッフの説くように人々の間で確信されるようになったとすれば、そのことでウスラをむさぼろうとする者の生き様に何かの変化が生じただろうか。

完全になし終えることができたかつたとしても、真摯な悔悛をなそうとした者でなければ煉獄に行くことはかなわなかつたとすれば、欲深い金貸しはむさぼったウスラを返還するよう、うながされたであろう。同時に、しかし、生者のとりなしによつて地獄から救われ、あるいは、煉獄にあつて《浄罪の火》にさらされる時間が短くなるということがありうるとす

<sup>63</sup> この、さほど善くもないが悪くもない人間というひとの、あるいは罪人の範疇は、アウグスティヌスに由来するものとされる。Le Goff(1981), 渡辺・内田訳, 102頁。

<sup>64</sup> ル・ゴッフは随所でこのように指摘している。たとえば、Le Goff(1986), 渡辺訳, 96頁。

<sup>65</sup> これは、Le Goff (1986), 渡辺訳98~99頁に紹介されているエピソードで、もともとは、ハイステルバッハのカエサリウス『奇跡に関する対話』に納められていたものだという。

れば、そのことは、一種の安心感を高利貸しに覚えさせ、その罪深い生業により一層、固執させ、永遠の命を願いながら巾着も手放さないという生き様を助長したかもしれない。いずれに傾いたか、とても興味深いのが、筆者にはいま、それに答えることはできない。

また、平信徒あるいは民衆の多くが、浄罪の場としての煉獄の存在を確信するにいたったとしても、カトリック教会の公式見解も同様であったとはかぎらない。事実、煉獄の存在を示唆しているとされる聖書のことばの解釈をめぐる、また、初期教父達の説いたところの受け止め方をめぐって長く議論が絶えなかったようである<sup>66</sup>。たしかに、1563年のトレント公会議第25総会で煉獄は存在すること、また、信者の代禱、つまり、とりなしの祈りがそこに留めおかれている靈魂の救済に役立つものであることを認める教令が採択されている<sup>67</sup>。ル・ゴッフは、ただし、こうした教令にもかかわらず、公会議に集った教父達は、煉獄の観念内容やそれが在る位置について示されたさまざまな見解の全体を教義の埒外に置いたとみている<sup>68</sup>。つまり、教義に調和しているのはどのような見解であるかについて、判断を避けたというのである。さらに、比較的最近、編纂されたカトリックの教義についての文書を見ても、煉獄は「義人の靈魂が死後に天国に入る前に清めを受ける場所または状態」とされている<sup>69</sup>。煉獄が、死後の世界にたしかに在る場所とみなされているのかどうか、含みのある定義が与えられているのであり、どう解するのが適当か、筆者には判断できない。先の問とも併せて、もうしばらく、文献、史料にあたり、考えてみたいと思っている。

なお、生者によるとりなしは、しばしば、供物や金銭の寄進という形をとった。容易に想像されるように、それはまた、悪弊に転化しえた。こうした懸念もあってか、プロテスタントは《煉獄》という第三の場所があるとする教説を認めておらず、東方教会（ギリシア正教会）も同様であるという。(以下、第二章、次号投稿予定)

(成蹊大学名誉教授)

## 引用・参考文献

朝倉 弘教, 内田 日出海『ヨーロッパ経済：過去からの照射』, 勁草書房, 2011。

デンツィンガー, H.編, シェーンメッツァー, A.増補改訂『カトリック教会文書資料集』,

<sup>66</sup> 聖書のことばのなかで、煉獄の存在を示唆するものとされているのは『ルカによる福音書』16:19~26、とくにラザロと悪しき金持ちのエピソードにおいて語られる《アブラハムのふところ》、そして『コリントの信徒への手紙I』3:11~15に記されている「ただ、その人は、火の中をくぐり抜けて来た者のように、救われます」という表現を含む一節である。

<sup>67</sup> デンツィンガー(1976), 浜訳314~315頁。

<sup>68</sup> Le Goff(1981), 渡辺・内田訳, 21頁。

<sup>69</sup> ハードン(1980), 浜訳, 713頁。傍点, 筆者。



- A. ジンマーマン監修, 浜 寛五郎訳, エンデルレ書店, 1982。
- ハードン, J. A. 編著, ジンマーマン, A. 監修, 浜 寛五郎訳 『現代カトリック事典』, エンデルレ書店, 1996。
- 竹内 靖雄 『市場の経済思想』, 創文社, 1991。
- Aquinas, Thomas, *Summa theologiae* 10, Wallace, W. A. ed. and trans., Cambridge: Blackfriars in conjunction with Eyre & Spottiswoode, London and McGraw-hill Book Company, NY, 1967, 『神学大全 第5冊』, 山本 清訳, 創文社, 1967。
- , *Summa theologiae* 37, Gilby, T. ed. and trans., Cambridge: Blackfriars in conjunction with Eyre & Spottiswoode, London and McGraw-hill Book Company, NY, 1975, 『神学大全 第18冊』, 稲垣 良典訳, 創文社, 1985。
- , *Summa theologiae* 38, Lefébure, M. ed. and trans., Cambridge: Blackfriars in conjunction with Eyre & Spottiswoode, London and McGraw-hill Book Company, NY, 1975, 『神学大全 第18冊』, 稲垣 良典訳, 創文社, 1985。
- Becker, M. B., Three Cases Concerning the Restitution of Usury in Florence, *the Journal of Economic History* 17, PP. 445~450, 1957.
- Dante Alighieri, *La Divina Commedia*, 『神曲』, 平川 祐弘訳, ギュスターヴ・ドレ画, 河出書房新社, 2010。
- De Roover, R., *San Bernardino of Siena and Sant' Antonino of Florence: the two great economic thinkers of the middle ages*, MA: Harvard Graduate School of Business Administration, 1967.
- Hunt, E. S. and J. M. Murray, *A History of Business in Medieval Europe, 1200~1500*, Cambridge: Cambridge University Press, 1999.
- Langholm, O., *Economics in the Medieval Schools*, Leiden: E. J. Brill, 1991.
- Le Goff, J., *La naissance du purgatory*, Paris: Éditions Gallimar, 1981, 『煉獄の誕生』, 渡辺 香根夫, 内田 洋訳, 法政大学出版社, 1988。
- , *La bourse et la vie: Économie et religion au Moyen Age*, Paris: Maurice Olender, 1986, 『中世の高利貸し—金も命も—』, 渡辺 香根夫訳, 法政大学出版社, 1989。
- McLaughlin, T. P., The teaching of the canonists on usury, *Medieval Studies* 1, PP. 81~147, 1939, 2, PP. 1~22, 1940.
- Noonan, J. T. Jr., *The Scholastic Analysis of Usury*, MA: Harvard University Press, 1957.
- Watson, A., *Roman Law and Comparative Law*, Georgia: the University of Georgia Press, 1991, 『ローマ法と比較法』, 瀧澤 栄治, 樺島 正法訳, 信山社, 2006。
- Wood, D., *Medieval Economic Thought*, Cambridge: Cambridge University Press, 2002.